

公益活動団体と登録団体について

◆経緯と現状

- ①制度開始当初、
- ・「公益活動」の定義について広く捉える解釈をしていた。
 - ・公益活動団体の申請に基づき、幅広く「登録団体」として登録してきており、共益的活動が主でも、公益的活動を実施していれば登録団体として登録していた。
- ⇒「登録基準」では、公益活動団体であることと、市と協働するにふさわしい団体であることを確認し、公益活動促進と協働推進の両目的を満たすことを求めているが、専ら共益的活動を主として行なう団体や、市と協働することがない団体も登録団体として存在。
- ⇒また、登録団体になると市内の共同利用施設等の無償利用が認められるため、公益活動や市と協働をしていない団体への優遇について疑問を呈されている。
- ②登録団体に対する助成について、明確な方針や基準がなく、助成金が定額化している。
- ③公益活動団体、登録団体と市の担当各部署との関係が希薄で、つながりができていない。

◆課題と方向性

- ① 制度開始から20年を数え、「公益活動」の定義とその解釈のあり方、市による「公益活動団体」の定義及び「登録団体」の登録制度（登録基準）の適否などを見直し、**市の公益活動促進・協働推進政策の発展のために、効果の上がる制度やシステムを再構築する必要がある。**
- ② 市民による公益活動を促進するため、**公益活動を行う団体に対する支援のあり方を総合的に整備**する必要がある。施設無償利用の資格付与や、効果的な助成制度も、それらの支援の一環として整理し直す必要。
- ③ **公益活動を行う団体と市の担当各部署との協働推進のため、両者が互いに可視化され、その関係が密になるような協働推進システムの整備が必要。**

◆要検討項目

- ① **市の公益活動促進・協働推進政策を拡充・強化する上で、対象とする団体の範囲をどのように括り、どのような名称を付けるべきか。**
- ② **市民による公益活動を促進する上で、公益活動を行う団体への支援をどのようにメニュー化するか。**
- ③ **市と公益活動を行う団体との協働を推進する上で、相互の可視化、つながり・関係づくりをどう進めるか。**

今後の公益活動団体について

現状

今後

公益活動団体

届出団体

登録団体

- ① 中間支援組織の把握する登録団体が80に留まる。
- ② 指定管理者への届出団体がセンターのロッカー等を使用。
- ③ 市長による登録団体が
 - ・ 現センター・共同利用施設等の無料使用、
 - ・ 助成金申請、
 - ・ 協働事業提案の権利。
 無料使用以外は不振。

公益活動団体

(仮称)
協働推進団体

【変更点】

- ① 中間支援組織は「公益活動を行う団体」を幅広く把握しリスト化、常に更新する。
- ② 公益活動団体を広く解釈し、増加を図る。公益活動団体は、センターのロッカー等の使用、協働事業提案、助成金申請ができる。
- ③ 届出団体制度、登録団体制度は廃止する。
- ④ 公益活動団体のうち、市と協働（推進）を行う団体は、市の認定により「(仮称)協働推進団体」とし、新センター及び共同利用施設等の無料使用を認める。

	公益活動団体以外の団体（企業等）	公益活動団体	公益活動団体	
			届出団体	登録団体
中間支援組織によるリスト化			○	○
センターのロッカーや備品等の使用			○	○
現センター及び共同利用施設等の無料使用				○
助成金申請 ※1				○
協働事業提案制度 ※2				○

	公益活動を行なう団体（自治会、地域コミ協、NPO、企業等）	公益活動団体	公益活動団体
			(仮称)協働推進団体
中間支援組織によるリスト化	○	○	○
センターのロッカーや備品等の使用		○	○
新センター及び共同利用施設等の無料使用			○
助成金申請 ※1	○	○	○
協働事業提案制度 ※2	○	○	○

※1 【審査】 書面審査のみ。【対象】 登録団体のみ。
 ※2 【対象】 登録団体に限定。【市担当部局との連携】 希薄

※1 【審査】 書面審査に加え、公開プレゼンテーションの導入。
 【対象】 公益活動を行う団体全て。
 ※2 【対象】 公益活動を行う団体全て。【市担当部局との連携】 中間支援組織が両者の情報を更新し、相互に提示。